

事前質問一覧

7審査-2 産婦健康診査・1か月児健康診査費用助成事業

- ・実施期間が令和8年10月からとなっていますが、9月以前では適用にならないのですか。
- ・実施要項3 ページ8行目
「若年産婦」、「生活困窮者」の基準はどのようになっていますか。
- ・産婦検診は、出産後2か月以内2回以内とありますが、期限月数内で都外へ転出した場合の適用はどのようになりますか。また、都内への転入の場合はどのようになりますか。
- ・都内で独自に実施しているのは6自治体ですが葛飾区と八王子市以外の自治体はどこですか。
- ・都内で産婦検診が進まなかった背景として医療機関や専門医の数が地域ごとにばらつきがあったということですが瑞穂町周辺には該当する医療機関が具体的にどの程度あるのかご教示ください。
- ・予算規模の70人の計算根拠はどこにありますか。

7審査-3 瑞穂町高齢者補聴器購入費助成事業

- ・事業概要に「公益財団法人テクノエイド協会が認定する補聴器技能者が在籍する販売店が販売する補聴器」とあるが、町内に認定補聴器技能者がいる販売店はありますか。
また、町外の認定補聴器技能者の販売店で購入してもこの助成は適用されますか。

7報告-7 瑞穂町高齢者用肺炎球菌予防接種助成事業

- ・接種費用の11720円は公定レートですか。

7報告-8 瑞穂町西多摩在宅安心サポート事業補助金

- ・8市町村負担割の中、事業所割が瑞穂町、檜原村、奥多摩町は“0”なのはなぜですか。

7報告-10 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業

③食料品等物価高騰対策家計応援金給付事業

- ・現金にて支給されるのは、万人にとって最良の方法とは、思われますが、迅速かつ該当者への確実な支給方法としてどのようにしようと考えていますか。

事前質問回答一覧

7 審査-2 産婦健康診査・1か月児健康診査費用助成事業

質問 1

実施期間が令和8年10月からとなっていますが、9月以前では適用にならないのですか。

【回答】

この助成事業の対象は、令和8年10月1日以降に産婦健康診査・1か月児健康診査を受診した方が対象です。町は、出産予定日から算出し、受診が令和8年10月1日以降と想定される妊婦に令和8年4月1日以降、順次、東京都内の指定医療機関等で利用できる受診票（以降「共通受診票」という。）の配布を予定しています（郵送または妊娠届出時に配布）。

なお、共通受診票が利用できるのは、令和8年10月1日以降になります。そのため、令和8年10月1日以降に出産予定日の妊婦が、早産で令和8年9月30日以前に出産し、産婦健康診査・1か月児健康診査を令和8年9月30日以前に受診した場合は、共通受診票を利用できません。そのような場合に限り、町では、令和8年9月30日以前に受診した方に対して、償還払い方式（受診者本人が一旦全額自己負担し、後から町に助成金の申請をする方式）により、公費負担をする予定です。

質問 2

実施要項3 ページ8行目

「若年産婦」、「生活困窮者」の基準はどのようになっていますか。

【回答】

ご質問の「若年産婦」や「生活困窮者」については、産婦健康診査実施要綱（標準要綱）第4条第5項（実施医療機関等と区市町村及び精神科医療機関との連携）において、健康診査の実施医療機関等と区市町村及び精神科医療機関との連携が必要な受診者の状態を例示したものになり、エジンバラ産後うつ病質問票の結果によりリスクが高いとされた方のほか、「若年妊婦」及び「生活困窮者」等に該当した場合も連絡票（参考様式）を用い、区市町村や精神科医療機関と情報共有が必要な方になります。標準要綱の中では、「若年産婦」及び「生活困窮者」の基準を示していませんが、「若年産婦」については、10代の妊娠を「若年妊娠」としていることから、原則19歳以下で妊娠・出産した方を「若年産婦」として取り扱います。また、「生活困窮者」については、原則、生活保護受給者等を「生活困窮者」として取り扱います。

ただし、原則の基準を満たさない場合であっても、リスクが高く継続的な支援が必要と医師等が判断した場合においては、積極的に情報共有していただきたいと考えています。

なお、これらの基準は、助成の可否の基準ではありません。助成対象者（産婦健康診査：産婦、1か月児健康診査：乳児の養育者）の受診は、一律に助成事業の対象になります。

質問 3

産婦検診は、出産後2か月以内2回以内とありますが、期限月数内で都外へ転出した場合の適用はどのようになりますか。また、都内への転入の場合はどのようになりますか。

【回答】

受診日時点で居住している区市町村が公費負担の対象になります。東京都外に転出した場合は、共通受診票は使用できませんので、例え受診票の有効期間内であっても、転出先の区市町村の規定に基づき公費負担の対象になるか確認が必要です。町の伴走型相談支援の中で、対象者の転出予定を把握できた際は、各健康診査の受診をどこでいつ行うかについて、相談に応じます。

なお、東京都内への転出または東京都内からの転入であれば、そのまま共通受診票を使用できます。

質問 4

都内で独自に実施しているのは6自治体ですが葛飾区と八王子市以外の自治体はどこですか。

【回答】

奥多摩町、大島町、三宅村、八丈町です。

質問 5

都内で産婦検診が進まなかった背景として医療機関や専門医の数が地域ごとにばらつきがあったということですが瑞穂町周辺には該当する医療機関が具体的にどの程度あるのかご教示ください。

【回答】

産婦健診の実施医療機関等ですが、産婦人科や助産院を想定しています。現時点で産婦健診および1か月児健診の実施医療機関等の意向調査は行っていませんので、具体的にどの程度の引受先があるのかは把握できていません。

参考値になりますが、出産が可能で町の妊産婦の利用が比較的多い近隣(東京都内)の産婦人科等は、14か所(青梅市1、福生市2、あきる野市2、羽村市1、立川市5、武蔵村山市1、東大和市2)になります。

質問 6

予算規模の70人の計算根拠はどこにありますか。

【回答】

過去5年間の年間出生数の平均値136.8人を基に、令和8年度の年間出生数を140人と想定しました。令和8年10月以降の受診者数のため、半年分として $140人 \times 1/2 = 70人$ としました。

7 審査-3 瑞穂町高齢者補聴器購入費助成事業

質問 7

事業概要に「公益財団法人テクノエイド協会が認定する補聴器技能者が在籍する販売店が販売する補聴器」とあるが、町内に認定補聴器技能者がいる販売店はありますか。また、町外の認定補聴器技能者の販売店で購入してもこの助成は適用されますか。

【回答】

東京都の補助事業では、医薬品医療機器法により認証を取得した管理医療機器である補聴器が対象です。テクノエイド協会は、補聴器の適正な販売を行うために管理医療機器販売業等の届出を行っているか、認定補聴器技能者が在籍しているか等を審査し、認定しています。住民の皆さまに補聴器の装用効果を高めていただくため、事業概要記載の販売店を要件としています。現在、町内に認定補聴器技能者がいる販売店はありませんが、町外の認定補聴器技能者の販売店でのご購入も本事業の対象とする予定ですので、今後作成するリーフレットに、参考として近隣の販売店を紹介することを考えています。

7報告-7 瑞穂町高齢者用肺炎球菌予防接種助成事業

質問 8

接種費用の11,720円は公定レートですか。

【回答】

11,720円は、ワクチンの希望小売価格や診療報酬上の考えを踏まえ、厚生労働省から技術的助言として示された、参考となる接種費用です。

示された接種費用を参考に、各自治体において接種費用（医療機関との委託単価等）を決定することとなります。

7報告-8 瑞穂町西多摩在宅安心サポート事業補助金

質問 9

8市町村負担割の中、事業所割が瑞穂町、檜原村、奥多摩町は“0”なのはなぜですか。

【回答】

負担割合を決定する基準日を、西多摩地区8市町村の協議の上、毎年度10月としています。瑞穂町、檜原村、奥多摩町において、令和7年10月現在、在宅安心サポート事業に参加している介護事業者（訪問看護）がないため、事業者割が0円となっています。

7報告-10 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業

③食料品等物価高騰対策家計応援金給付事業

質問 10

現金にて支給されるのは、万人にとって最良の方法とは、思われますが、迅速かつ該当者への確実な支給方法としてどのようにしようと考えていますか。

【回答】

支給方法として、まず、マイナンバーカードに公金受取口座を紐づけている方に関しては、プッシュ型の通知を行い、その口座を活用して給付を行います。また、公金受取口座を紐づけていない方やマイナンバーカードを所有していない方に対しては、専用フォームより申請していただけます。高齢の方やデジタル機器の操作が難しい方に対しては、紙ベースでの申請も併用して用意し、全住民に対し素早く支給できる体制を整えます。